伊丹市監査委員告示第10号

監査結果に対する措置について

地方自治法第199条第9項の規定に基づく定期監査結果報告に対して講じた措置の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和8年(2026年)11月19日

伊丹市監査委員　佐藤　文裕

伊丹市監査委員　保田　憲司

記

1　監査の種別

定期監査

（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査）

2　監査の対象部局

部	室	課
都市交通部	道路室	道路建設課、道路保全課、土地調査課
市議会事務局		総務課、議事課
教育総務部		教育政策課、教職員課、教育人事課、施設課
学校教育部		総合教育センター

3　措置を講じた部局

部	室	課
都市交通部	道路室	道路保全課
教育総務部		教育政策課

4　監査の期間

令和8年(2026年) 8月25日～令和8年(2026年) 10月26日

5　監査結果提出日

令和8年(2026年)11月10日

6　措置の内容

定期監査の結果に基づき講じられた改善措置については、別紙令和8年(2026年)11月16日付け伊交道保第1125号、令和8年(2026年)11月17日付け伊教委教教第750号の通知文書のとおりです。

（　公　印　省　略　）
伊交道保第１１２５号
令和８年１１月１６日
（2026 年）

伊丹市監査委員　佐藤　文裕　様

伊丹市監査委員　保田　憲司　様

伊丹市長　中田　慎也

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1　監査の対象部局

都市交通部　道路室　道路建設課、道路保全課、土地調査課

2　措置を講じた部局

都市交通部　道路室　道路保全課

3　監査の種別

定期監査

（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査）

4　監査の期間

令和 8 年(2026 年)8 月 25 日（火）～令和 8 年(2026 年)10 月 26 日（月）

5　措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

道路保全課

指　摘　事　項	回　　答
1　収入事務について **（1）　債権管理について** 令和８年４月から７月までの道路占用料の収納状況を確認したところ、履行期限までに納付されていない６件について、督促状によらず、電話による督促手続を行っていました。 伊丹市債権の管理に関する条例第７条には、履行期限から 20 日以内に 10 日以内の履行期限を指定して督促状によって督促する旨が規定されています。 金額の多寡や年度内収納が確実視される状況などにかかわらず、所管する債権に不履行が生じたときは、条例にのっとった適切な債権管理を行ってください。	条例の規定に基づき、督促状による督促手続きを行い、適切な債権管理に努めてまいります。

（　公　印　省　略　）
伊教委教教第７５０号
令和８年１１月１７日
（2026 年）

伊丹市監査委員　佐藤　文裕　様

伊丹市監査委員　保田　憲司　様

伊丹市教育長　太田　洋子

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1　監査の対象部局

教育総務部　教育政策課、教職員課、教育人事課、施設課

学校教育部　総合教育センター

2　措置を講じた部局

教育総務部　教育政策課

3　監査の種別

定期監査

（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査）

4　監査の期間

令和 8 年(2026 年)8 月 25 日（火）～令和 8 年(2026 年)10 月 26 日（月）

5　措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

教育政策課

指　摘　事　項	回　　答
1　収入事務について **（1）　納入通知書の納期限について** 令和８年４月から７月までの収入事務手続を確認したところ、行政財産目的外使用料（市立伊丹高校自販機）及び古紙等売却収入の納入通知書に納期限の記載がないものが各１件ありました。 伊丹市会計規則第 10 条第 2 項に基づき納入通知書等の納期限については、法令その他に定めがあるもののほか、調定の日から 30 日以内において適当と認められる納期限を定める必要があります。 納入通知書に納期限を明示し、適切な事務手続を行ってください。	納入通知書の作成・発行にあたっては、納期限をはじめとする必須記載事項について、担当者が作成後に上席者によるチェックを徹底し、記載漏れが生じないよう事務手続の適正化を図ってまいります。